

事例 1 1 田中貴金属工業(株)による三菱商事(株)の金及びプラチナ積立事業の吸収分割

第 1 本件の概要

本件は、貴金属の製造、販売、輸入及び精錬を主たる事業として営む田中貴金属工業株式会社（以下「田中貴金属」という。）が、各種商品卸売業を主たる事業として営む三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）から、同社が営む金及びプラチナの積立事業を吸収分割により譲り受けることを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第 15 条の 2 である。

第 2 一定の取引分野

1 役務範囲

金及びプラチナの積立事業とは、積立事業を営む事業者（以下「積立事業者」という）が需要者と契約を締結し、需要者が選択した一定額に相当する貴金属（金若しくはプラチナ又はその両方）を、需要者のために、継続的に買い付ける事業である。買い付けた貴金属の地金は積立事業者が預かり、需要者は、積立事業者に預けておいた地金を積立事業者へ転売して換金するか、地金を引き取ることができる。金及びプラチナ積立事業の需要者は個人投資家が多数を占める。

金とプラチナでは、価格及び値動きの傾向が異なるため、金の積立事業とプラチナの積立事業では、特性や用途が異なり得ることから、金の積立事業とプラチナの積立事業の間の需要の代替性は限定的と考えられる。しかしながら、積立事業者によって金又はプラチナのどちらか一方の調達が困難であったりすることはなく、金及びプラチナで積立てに用いるシステムその他の供給に要する設備や人員も異なることから、供給の代替性が認められる。

したがって、「金及びプラチナ積立事業」を役務範囲として画定した。

2 地理的範囲

全国各地の需要者は、郵送等での申込みにより、金及びプラチナ積立ての契約を積立事業者と締結しており、また、電話、ファックス、インターネット等での申出により、積み立てている金及びプラチナの換金を行っている。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第 3 本件行為が競争に与える影響

1 市場シェア

平成 23 年度における金及びプラチナ積立事業の国内市場規模（売買高）は約 200 億円である。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は、約 65%・第 1 位となる。

また、本件行為後のHHIは約5,000、HHIの増分は約1,500であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成23年度における金及びプラチナ積立の売買高シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	田中貴金属	約50%
2	A社	約25%
3	三菱商事	約15%
4	B社	約5%
合計		100%

2 競争事業者の状況

(1) 競争事業者の数

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が存在する。

(2) 従来の競争の状況等

需要者は、金及びプラチナ積立事業者を選択する際に、自らの資産たる金及びプラチナを安心して積立事業者に預けることができるかどうかを重視することから、積立事業者のブランド力を重視している。ブランド力は、会社全体の信用力や、伝統のある貴金属商であること等が要素となっている。

一方、積立事業者は、一般的には、金及びプラチナ積立事業における契約者数を公表していないので、契約者数はブランド力を構成せず、契約者数が多いことは直ちに顧客獲得上有利とはならない。

このため、田中貴金属が吸収分割により三菱商事から金及びプラチナ積立事業を承継する本件行為後、田中貴金属の契約者数が増大することが見込まれるものの、田中貴金属は、三菱商事のブランドの使用を許諾されるわけではなく、田中貴金属のブランド力が増大し、直ちに顧客獲得能力が増大するわけではない。

3 参入圧力

金及びプラチナ積立事業は許認可事業ではなく、制度上の参入障壁は存在しない。また、金及びプラチナ積立事業を開始するに当たって必要となる初期投資も多額であるとは認められず、事実上の参入障壁も低いと考えられる。

実際に、証券会社が平成24年5月から新たに金、プラチナ及び銀の積立事業に参入した事例が存在する。

したがって、参入圧力が一定程度働いていると認められる。

4 隣接市場からの競争圧力

金及びプラチナは、上場投資信託の一種である貴金属ETF（Exchange-Traded Fund〔上場投資信託〕）によっても投資をすることができる。金及びプラチナの貴金属ETFは、機関投資家に限らず、個人投資家も、証券会社を通じて売買することができ、平成23年の1年間で、金又はプラチナの現物の裏付けがある貴金属ETFだけでも、1800億円を超える売買がなされている。金及びプラチナ積立事業者は、需要者のために貴金属を買い付け、保管しているところ、現物の裏付けがある貴金属ETFにおいても、需要者は購入した貴金属を自ら保管せずに投資できることから、需要者にとって投資の方法は異なるものの、金及びプラチナ積立と金及びプラチナの貴金属ETFは似たような効用をもたらす側面が認められる。したがって、金及びプラチナの貴金属ETFからの競争圧力が一定程度認められる。

また、金及びプラチナ積立は、比較的安定した資金の運用を目指す商品でもある。そのため、銀行預金、国債及び一定の種類の投資信託といった金融商品は、金及びプラチナ積立に対する一定程度の競争圧力となっていることが認められる。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。